

労災保険

特別加入制度のしおり

〈一人親方その他の自営業者用〉



(ご注意)

- ・労働者は、労災保険で保護されます。
- ・特別加入の対象は「労働者以外の人」です。(任意加入)

厚生労働省
都道府県労働局
労働基準監督署

1 特別加入者の範囲

労働者を使用しないで次の①～⑪の事業を行うことを常態とする一人親方その他の自営業者およびその事業に従事する人(以下「一人親方等」といいます。)が特別加入できます。

- ① 自動車を使用して行う旅客若しくは貨物の運送の事業又は原動機付自転車若しくは自転車を使用して行う貨物の運送の事業(個人タクシー業者や個人貨物運送業者など)
(注) 詳細については、表1を参考にしてください。
- ② 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復(注)、修理、変更、破壊もしくは、解体またはその準備の事業(大工、左官、とび職人など)
(注) 除染を目的として行う高圧水による工作物の洗浄や側溝にたまった堆積物の除去などの原状回復の事業も含まれます。
- ③ 漁船による水産動植物の採捕の事業(⑦に該当する事業を除きます)
- ④ 林業の事業
- ⑤ 医薬品の配置販売(医薬品医療機器等法第30条の許可を受けて行う医薬品の配置販売業)の事業
- ⑥ 再生利用の目的となる廃棄物などの収集、運搬、選別、解体などの事業
- ⑦ 船員法第1条に規定する船員が行う事業
- ⑧ 柔道整復師法第2条に規定する柔道整復師が行う事業
- ⑨ 改正高年齢者雇用安定法第10条の2第2項に規定する創業支援等措置に基づき、同項第1号に規定する委託契約その他の契約に基づいて高年齢者が新たに開始する事業又は同項第2号に規定する社会貢献事業に係る委託契約その他の契約に基づいて高年齢者が行う事業
- ⑩ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づくあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師が行う事業
- ⑪ 歯科技工士法第2条に規定する歯科技工士が行う事業

表1 自動車を使用して行う旅客または貨物の運送の事業一覧表

ア 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の一般旅客自動車運送事業の許可を受けた者
イ 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条の一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者
ウ 事業の実態が運送の事業に該当し、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)の適用を受ける者
エ 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第36条の貨物軽自動車運送事業の届出を行った者
オ 自ら保有する二輪の自動車を、バイク便事業者*に持ち込んで、当該バイク便事業者*に専属して貨物を運送する者であって、道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条第3号の有償運送の許可を受けた者 ※エのうち、二輪の自動車を使用する貨物軽自動車運送事業を行う者をいう。
カ 原動機付自転車を使用して行う貨物運送事業(他人の需要に応じて、有償で、貨物を運送する事業)を行う者
キ 自転車を使用して行う貨物運送事業(他人の需要に応じて、有償で、貨物を運送する事業)を行う者

(注) 労働者を使用する場合であっても、労働者を使用する日の合計が1年間に100日に満たないときには、一人親方等として特別加入することができます。

5 給付基礎日額・保険料

(1) 給付基礎日額

給付基礎日額とは、保険料や、休業（補償）給付などの給付額を算定する基礎となるもので、申請に基づいて、労働局長が決定します。給付基礎日額が低い場合は、保険料が安くなりますが、その分、休業（補償）給付などの給付額も少なくなりますので、十分ご留意の上、適正な額を申請してください。

給付基礎日額を変更したい場合は、事前（3月2日～3月31日）に「給付基礎日額変更申請書」を監督署長を経由して労働局長あて提出することによって、翌年度より変更することができます。

また、労働保険の年度更新期間中にも「給付基礎日額変更申請書」により当年度に適用される給付基礎日額の変更が可能です。

ただし、災害発生前に申請することが前提になります。給付基礎日額変更申請書を提出する前に災害が発生している場合は、当年度の給付基礎日額変更は認められませんので、給付基礎日額の変更を検討されている方は、事前の手続きをお勧めします。

(2) 保険料

年間保険料は、保険料算定基礎額（給付基礎日額×365）にそれぞれの事業に定められた保険料率（表4参照）を乗じたものになります。

なお、年度途中で、新たに特別加入者となった場合や特別加入者でなくなった場合には、その年度内の特別加入月数（1か月未満の端数があるときは、これを1か月とします）に応じた保険料算定基礎額により保険料を算出します。

表3 給付基礎日額・保険料一覧表

給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 B=A×365日	年 間 保 険 料	
		年間保険料=保険料算定基礎額(注)×保険料率	
		(例1)建設の事業の場合 保険料率18/1000	(例2)個人タクシー事業の場合 保険料率12/1000
25,000円	9,125,000円	164,250円	109,500円
24,000円	8,760,000円	157,680円	105,120円
22,000円	8,030,000円	144,540円	96,360円
20,000円	7,300,000円	131,400円	87,600円
18,000円	6,570,000円	118,260円	78,840円
16,000円	5,840,000円	105,120円	70,080円
14,000円	5,110,000円	91,980円	61,320円
12,000円	4,380,000円	78,840円	52,560円
10,000円	3,650,000円	65,700円	43,800円
9,000円	3,285,000円	59,130円	39,420円
8,000円	2,920,000円	52,560円	35,040円
7,000円	2,555,000円	45,990円	30,660円
6,000円	2,190,000円	39,420円	26,280円
5,000円	1,825,000円	32,850円	21,900円
4,000円	1,460,000円	26,280円	17,520円
3,500円	1,277,500円 ^(注)	22,986円	15,324円

(注)特別加入者全員の保険料算定基礎額を合計した額に千円未満の端数が生じるときは端数切り捨てとなります。

表4 第2種特別加入保険料率表

特 別 加 入 の 種 類	料 率
自動車を使用して行う旅客若しくは貨物の運送の事業又は原動機付自転車若しくは自転車を使用して行う貨物の運送の事業	12/1000
建設の事業	18/1000
漁船による水産動植物の採捕の事業	45/1000
林業の事業	52/1000
医薬品の配置販売の事業	7/1000
再生利用の目的となる廃棄物などの収集、運搬、選別、解体などの事業	14/1000
船員法第1条に規定する船員が行う事業	48/1000
柔道整復師法第2条に規定する柔道整復師が行う事業	3/1000
創業支援等措置に基づき高齢者が行う事業	3/1000
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づくあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師が行う事業	3/1000
歯科技工士法第2条に規定する歯科技工士が行う事業	3/1000